旭医大達第113号
令和8年10月14日

旭川医科大学学生規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

旭川医科大学長　西　川　祐　司

旭川医科大学学生規程の一部を改正する規程

旭川医科大学学生規程（平成16年旭医大達第64号）の一部について，下記右欄（「現行」欄）を，同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
○旭川医科大学学生規程 平成16年4月1日 旭医大達第64号 第1章　総則 （趣旨） 第1条　この規程は，旭川医科大学学則（平成16年旭医大達第150号。以下「学則」という。）及び旭川医科大学大学院学則（平成16年旭医大達第151号。以下「大学院学則」という。）の施行に関し，必要な事項並びに学則及び大学院学則に定めがあるもののほか，旭川医科大学学生（以下「学生」という。）の遵守すべき事項を定めるものとする。 第2章　入学誓約書等 （入学誓約書，実習に伴う誓約書及び連帯保証書） 第2条　旭川医科大学（以下「本学」という。）の入学試験に合格した旨の通知を受けた者は，別に定める入学誓約書，実習に伴う誓約書及び連帯保証書を学長に提出しなければならない。	○旭川医科大学学生規程 平成16年4月1日 旭医大達第64号 第1章　総則 （趣旨） 第1条　この規程は，旭川医科大学学則（平成16年旭医大達第150号。以下「学則」という。）及び旭川医科大学大学院学則（平成16年旭医大達第151号。以下「大学院学則」という。）の施行に関し，必要な事項並びに学則及び大学院学則に定めがあるもののほか，旭川医科大学学生（以下「学生」という。）の遵守すべき事項を定めるものとする。 第2章　入学誓約書等 （入学誓約書，実習に伴う誓約書，連帯保証書及び学生調査書） 第2条　旭川医科大学（以下「本学」という。）の入学試験に合格した旨の通知を受けた者は，入学誓約書（別紙様式第1号の1），実習に伴う誓約書（別紙様式第1号の2），連帯保証書（別紙様式第2号）

（連帯保証人） 第3条　連帯保証人は本学の教育方針に協力し，保証する学生の身上及び授業料等の納付についての責任を負うものとする。 2　連帯保証人は，保証する学生が死亡又は行方不明になったときは，死亡診断書（死体検案書）又は理由書を付して学長に届け出るものとする。 3　連帯保証人を変更したとき又は連帯保証人が住所変更若しくは改姓等をしたときは，直ちに連帯保証書を再提出しなければならない。	（連帯保証人） 第3条　連帯保証人は本学の教育方針に協力し，保証する学生の身上及び授業料等の納付についての責任を負うものとする。 2　連帯保証人は，保証する学生が死亡又は行方不明になったときは，死亡診断書（死体検案書）又は理由書を付して学長に届け出るものとする。 3　連帯保証人を変更したとき又は連帯保証人が住所変更若しくは改姓等をしたときは，直ちに連帯保証書を再提出しなければならない。
第3章　学生証 （学生証） 第4条　学生は学生証の交付を受けて，常時これを携帯し，本学教職員の請求があったときは，いつでも提示しなければならない。 2　学生証を携帯しないときは，本学の施設を利用できないことがある。	第3章　学生証 （学生証） 第4条　学生は学生証の交付を受けて，常時これを携帯し，本学教職員の請求があったときは，いつでも提示しなければならない。 2　学生証を携帯しないときは，教室，研究室，図書館等本学の施設を利用できないことがある。
（学生証の交付及び再交付） 第5条　学生証の交付を受けるには，写真（3か月以内撮影の正面上半身，脱帽，縦3センチメートル，横3センチメートル，以下第2項において同じ。）1枚を提出しなければならない。 2　学生証の再交付が必要なときは，直ちに，別に定める学生証再交付願を学長に届け出て再交付を受けなければならない。 3　前項のうち，再交付の理由が次の各号のいずれかに該当する場合は，学長が別に定める学生証再交付手数料を納付しなければならない。 (1)　紛失，盗難又は破損が生じたとき。 (2)　写真の変更を希望するとき。	（学生証の交付及び再交付） 第5条　学生証の交付を受けるには，写真（3か月以内撮影の正面上半身，脱帽，縦3センチメートル，横3センチメートル，以下第2項において同じ。）1枚を提出しなければならない。 2　学生証の再交付が必要なときは，直ちに，学生証再交付願（別紙様式第4号）を学長に届け出て再交付を受けなければならない。 3　前項のうち，再交付の理由が次の各号のいずれかに該当する場合は，学長が別に定める学生証再交付手数料を納付しなければならない。 (1)　紛失，盗難又は破損が生じたとき。 (2)　写真の変更を希望するとき。

（学生証の返納） 第6条　学生証は転学，退学，卒業，修了等により学生の身分を失ったとき又はその有効期間が満了したときは，直ちに学長に返納しなければならない。 第4章　学籍情報変更届 （学籍情報変更の届出） 第7条　学生は大学に届け出た自身の情報が変更になったときは，その都度，当該情報を管理している部署に所定の方法で届け出なければならない。 第8条（削除） 第5章　出欠席 （出席） 第9条　学生は，原則として履修する授業の全てに出席しなければならない。 （欠席） 第9条の2　学生は疾病その他の事由により欠席しようとするときは，事前に別に定める欠席届を学長に提出しなければならない。ただし，疾病による欠席が7日以上にわたるときは，医師の診断書を添付しなければならない。 2　やむを得ない事由により事前に届け出ることができなかったときは，その事由を付して欠席した日から原則として2週間以内に届け出なければならない。 （公欠） 第9条の3　欠席の事由が次の各号のいずれかに該当する場合は，公認欠席（以下「公欠」という。）とし，欠席届にその理由を証明する書類を添えて提出しなければならない。なお，本規程において「公	（学生証の返納） 第6条　学生証は転学，退学，卒業，修了等により学生の身分を失ったとき又はその有効期間が満了したときは，直ちに学長に返納しなければならない。 第4章　住所変更届 （住所変更の届出） 第7条　学生は大学に届け出た住所を変更したときは，その都度住所変更届（別紙様式第5号）を学長に提出しなければならない。 （身上異動の届出） 第8条　学生は転籍，改姓等一身上に異動があったときは，直ちに転籍・改姓名届（別紙様式第6号）を学長に提出しなければならない。 第5章　出欠席 （出席） 第9条　学生は，原則として履修する授業の全てに出席しなければならない。 （欠席） 第9条の2　学生は疾病その他の事由により欠席しようとするときは，事前に欠席届（別紙様式第7号）を学長に提出しなければならない。ただし，疾病による欠席が7日以上にわたるときは，医師の診断書を添付しなければならない。 2　やむを得ない事由により事前に届け出ることができなかったときは，その事由を付して欠席した日から原則として2週間以内に届け出なければならない。 （公欠） 第9条の3　欠席の事由が次の各号のいずれかに該当する場合は，公認欠席（以下「公欠」という。）とし，欠席届にその理由を証明する書類を添えて提出しなければならない。なお，本規程において「公

欠」とは，次の各号の事由によりやむを得ず授業（集中講義を除く。以下同じ。）を欠席した場合に，授業科目担当教員が代替措置を講じることで，これを出席扱いとする欠席のことをいう。

(1)　親族（二親等以内）及び配偶者が死亡した場合

(2)　学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条に規定する感染症に罹患した場合，又は感染したおそれがあり，保健管理センターの指示より，出席停止となった場合

(3)　裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法第63号）の規定により，裁判員候補者として選任手続期日に裁判所へ出頭する場合及び裁判員として職務に従事する場合

(4)　骨髄移植のために，親族以外の者に，骨髄液又は末梢血幹細胞の提供を行おうとする場合であって，骨髄液提供等に必要な検査・入院その他手続きを行う場合

2　前項第1号から第4号に定めるもののほか，授業への出席が困難となる真にやむを得ない理由があると教務・厚生委員会委員長が認めたものについては，教務・厚生委員会において，公欠とすることが適当であるか審議し，決定するものとする。

（態度不良者への対応）

第9条の4　教員は，以下に掲げる悪質な行為があった場合，教員の判断により当該行為を行った学生に対し退室を命じ，当該授業を欠席扱いとすることができる。

(1)　授業開始時刻以降に担当教員の許可なく勝手な出入りを行った場合

(2)　受講態度が著しく悪いと認められた場合

(3)　教員の許可なく，授業の録画，録音又は撮影を行った場合

(4)　その他，教員の指示に従わないなど，学生として不適切な行為を行った場合

欠」とは，次の各号の事由によりやむを得ず授業（集中講義を除く。以下同じ。）を欠席した場合に，授業科目担当教員が代替措置を講じることで，これを出席扱いとする欠席のことをいう。

(1)　親族（二親等以内）及び配偶者が死亡した場合

(2)　学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条に規定する感染症に罹患した場合，又は感染したおそれがあり，保健管理センターの指示より，出席停止となった場合

(3)　裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法第63号）の規定により，裁判員候補者として選任手続期日に裁判所へ出頭する場合及び裁判員として職務に従事する場合

(4)　骨髄移植のために，親族以外の者に，骨髄液又は末梢血幹細胞の提供を行おうとする場合であって，骨髄液提供等に必要な検査・入院その他手続きを行う場合

2　前項第1号から第4号に定めるもののほか，授業への出席が困難となる真にやむを得ない理由があると教務・厚生委員会委員長が認めたものについては，教務・厚生委員会において，公欠とすることが適当であるか審議し，決定するものとする。

（態度不良者への対応）

第9条の4　教員は，以下に掲げる悪質な行為があった場合，教員の判断により当該行為を行った学生に対し退室を命じ，当該授業を欠席扱いとすることができる。

(1)　授業開始時刻以降に担当教員の許可なく勝手な出入りを行った場合

(2)　受講態度が著しく悪いと認められた場合

(3)　教員の許可なく，授業の録画，録音又は撮影を行った場合

(4)　その他，教員の指示に従わないなど，学生として不適切な行為を行った場合

第6章　健康診断

（健康診断） 第10条　学生は毎年定期又は臨時に本学が実施する健康診断を受けなければならない。 2　学長は健康診断の結果に基づき，必要に応じて治療を命じ，又は登学を停止することができる。	（健康診断） 第10条　学生は毎年定期又は臨時に本学が実施する健康診断を受けなければならない。 2　学長は健康診断の結果に基づき，必要に応じて治療を命じ，又は登学を停止することができる。
第7章　休学，復学，転学及び退学 （休学，復学，転学及び退学） 第11条　学則第26条，第28条，第29条及び第31条並びに大学院学則第24条の規定により，休学，復学，転学又は退学の許可を受けようとする者は，それぞれ別に定める休学願，復学願，転学願又は退学願に必要に応じて，医師の診断書等その事実を証する書類を添付し，連帯保証人連署の上学長に願い出なければならない。	第7章　休学，復学，転学及び退学 （休学，復学，転学及び退学） 第11条　学則第26条，第28条，第29条及び第31条並びに大学院学則第24条の規定により，休学，復学，転学又は退学の許可を受けようとする者は，それぞれ休学願（別紙様式第8号），復学願（別紙様式第9号），転学願（別紙様式第10号）又は退学願（別紙様式第11号）に必要に応じて，医師の診断書等その事実を証する書類を添付し，連帯保証人連署の上学長に願い出なければならない。
第8章　団体 （団体の設立） 第12条　学生が学内において団体を設立しようとするときは，別に定める学生団体設立願により学長の許可を受けなければならない。 2　前項の団体の存続期間は，当該団体が届け出た日の属する年度の末日までとする。	第8章　団体 （団体の設立） 第12条　学生が学内において団体を設立しようとするときは，学生団体設立届（別紙様式第12号）を学長に提出しなければならない。 2　前項の団体の存続期間は，当該団体が届け出た日の属する年度の末日までとする。
（団体規約等の変更） 第13条　前条の規定により許可された団体が，団体の規約等願出事項を変更しようとするときは，別に定める学生団体変更願により学長の許可を受けなければならない。	（団体規約等の変更） 第13条　前条の規定により届け出た団体（以下「届出団体」という。）が，団体の規約等届出事項を変更しようとするときは，学生団体変更届（別紙様式第13号）を学長に提出しなければならない。
（団体の継続） 第14条　団体が団体活動を継続しようとするときは，毎年4月末日までに，別に定める学生団体継続願により学長の許可を受けなければならない。 2　前項の願出をしない団体は，解散したものとみなす。	（団体の継続） 第14条　届出団体が団体活動を継続しようとするときは，毎年4月末日までに，学生団体継続届（別紙様式第14号）を学長に提出しなければならない。 2　前項の届出をしない団体は，解散したものとみなす。

（団体の解散） 第15条　団体が存続期間中に解散したときは，直ちに別に定める学生団体解散願により学長の許可を受けなければならない。 （学外団体への加入又は参加等） 第16条　団体が学外団体に加入又は学外の行事に参加若しくは共催しようとするときは，別に定める学外団体加入・行事参加・行事共催願により学長の許可を受けなければならない。 2　前項の学外団体への加入の有効期限は，当該団体が願出をした日の属する年度の末日までとする。 （加入学外団体規約の変更） 第17条　加入した学外団体の規約が変更になったときは，直ちに別に定める加入学外団体規約変更願により学長の許可を受けなければならない。 （学外団体への加入の継続） 第18条　団体が学外団体への加入を継続しようとするときは，毎年4月末日までに別に定める学外団体加入継続願により学長の許可を受けなければならない。 2　前項の願出をしない団体は，当該学外団体から脱退したものとみなす。 （加入学外団体からの脱退） 第19条　団体が学外団体の加入有効期間中に当該学外団体から脱退したときは，直ちに別に定める加入学外団体脱退願により学長の許可を受けなければならない。 第9章　集会等 （集会等） 第20条　学生又は団体が学内において集会又は行事をしようとするときは，当該日の3日前までに集会・行事願により学長の許可を受けなければならない。	（団体の解散） 第15条　届出団体が存続期間中に解散したときは，直ちに学生団体解散届（別紙様式第15号）を学長に提出しなければならない。 （学外団体への加入又は参加等） 第16条　届出団体が学外団体に加入又は学外の行事に参加若しくは共催しようとするときは，学外団体加入・行事参加・行事共催届（別紙様式第16号）を学長に提出しなければならない。 2　前項の学外団体への加入の有効期限は，当該団体が届出をした日の属する年度の末日までとする。 （加入学外団体規約の変更） 第17条　加入した学外団体の規約が変更になったときは，直ちに加入学外団体規約変更届（別紙様式第17号）を学長に提出しなければならない。 （学外団体への加入の継続） 第18条　届出団体が学外団体への加入を継続しようとするときは，毎年4月末日までに学外団体加入継続届（別紙様式第18号）を学長に提出しなければならない。 2　前項の届出をしない団体は，当該学外団体から脱退したものとみなす。 （加入学外団体からの脱退） 第19条　届出団体が学外団体の加入有効期間中に当該学外団体から脱退したときは，直ちに加入学外団体脱退届（別紙様式第19号）を学長に提出しなければならない。 第9章　集会等 （集会等） 第20条　学生又は届出団体が学内において集会又は行事をしようとするときは，当該日の3日前までに集会・行事届（別紙様式第20号）を学長に提出しなければならない。

第10章　掲示及び印刷物の配布	第10章　掲示及び印刷物の配布
（掲示）	（掲示）
第21条　学生又は団体が学内において，チラシ，ポスター等を掲示しようとするときは，学長に提出し，許可を受けなければならない。	第21条　学生又は届出団体が学内において，ビラ，ポスター等を掲示しようとするときは，学長に届け出て，その承認を受けなければならない。
2　前項の取扱いについては別に定める。	2　前項の取扱いについては別に定める。
（印刷物等の配布）	（印刷物等の配布）
第22条　学生又は団体が学内において，チラシ，その他の印刷物を配布しようとするときは，あらかじめ印刷物等を学長に提出し，許可を受けなければならない。	第22条　学生又は届出団体が学内において，ビラ，新聞その他の印刷物を配布しようとするときは，あらかじめ印刷物等を学長に提出しなければならない。
第11章　施設・設備の使用	第11章　施設・設備の使用
（施設・設備使用の願出）	（施設・設備使用の願出）
第23条　学生又は団体が本学の施設・設備を使用しようとするときは，あらかじめ当該施設・設備を管理する部署へ別に定める願出を提出し，学長の許可を受けなければならない。	第23条　学生又は届出団体が本学の施設・設備を使用しようとするときは，あらかじめ施設・設備使用願（別紙様式第21号）を学長に提出し，その許可を受けなければならない。
第12章　願出の受理又は許可の取消し及び行為の禁止	第12章　届出の受理又は許可の取消し及び行為の禁止
（願出の受理又は許可の取消し及び行為の禁止）	（届出の受理又は許可の取消し及び行為の禁止）
第24条　学長は，学生又は団体の行為が，学則，大学院学則その他の規程に違反し，又は本学の秩序を乱すと認められたときは，第12条から第14条まで，第16条から第18条まで，第20条若しくは第23条に規定する願出の許可を取消し，若しくはその行為を禁止し，その他必要な措置を講ずることができる。	第24条　学生又は届出団体の行為が，学則，大学院学則その他の規程に違反し，又は本学の秩序を乱すと認められたときは，第12条から第14条まで，第16条から第18条まで，第20条若しくは第23条に規定する届出の受理又は願出の許可を取消し，若しくはその行為を禁止することがある。
2　前項の規定により第12条から第14条までに規定する願出の許可を取り消された団体は，解散したものとみなす。（新設）	
（再設立の制限）	
第25条　第24条の規定により団体として願出の許可を取り消された団体と同一又は実質的に同一と認められる団体については，取消しの日から起算して2年間は，その設立願を許可しない。（新設）	

2　前項に規定する実質的に同一と認められる団体とは，その構成員，活動目的，活動内容その他の事情を総合的に勘案し，許可を取り消された団体と実質的に同一であると認められるものをいう。（新設） 3　学長は，第1項の期間経過後に学生団体設立願の届け出があった場合において，前条第1項の規程により願出の許可取消の原因となった事項について十分な改善が認められないときは，当該団体の設立を認めないものとする。（新設） 附　則 この規程は，令和8年10月14日から施行する。	
（削除）	様式第1号の1（第2条関係）（略） 様式第1号の2（第2条関係）（略） 様式第2号（第2条関係）（略） 様式第3号（第2条関係）（略） 様式第4号（第5条第2項関係）（略） 様式第5号（第7条関係）（略） 様式第6号（第8条関係）（略） 様式第7号（第9条の2関係）（略） 様式第8号（第11条関係）（略） 様式第9号（第11条関係）（略） 様式第10号（第11条関係）（略） 様式第11号（第11条関係）（略） 様式第12号（第12条第1項関係）（略） 様式第13号（第13条関係）（略） 様式第14号（第14条第1項関係）（略） 様式第15号（第15条関係）（略） 様式第16号（第16条第1項関係）（略）

	様式第17号（第17条関係）（略） 様式第18号（第18条第1項関係）（略） 様式第19号（第19条関係）（略） 様式第20号（第20条関係）（略） 様式第21号（第23条関係）（略）
【改正理由】 今後，各種願出様式の電子申請への対応として，この規程に定める各種様式を別に様式を別に定めることとし，併せて所要の規定の整備を図るものである。	